平成２２年（再ロ）第１００００１号
茨城県桜川市真壁町真壁６番地
再生債務者　清水　則男
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月29日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月12日から平成22年５月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（再ロ）第１０２２０号
埼玉県熊谷市宮町２―144―703
再生債務者　國分　孝育
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年３月29日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月12日から平成22年５月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第２９号
横浜市港北区高田西１丁目15番26―504号
再生債務者　堀切　晶二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年３月19日まで
平成22年２月26日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第３８号
仙台市泉区東黒松11番３号
再生債務者　遠藤　悟志
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年３月23日まで
平成22年３月１日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第５０号
宮城県塩竈市清水沢４丁目７番４号
再生債務者　目黒　道光
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年３月23日まで
平成22年３月１日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第１０号
石川県白山市相木町143番地１暖家202号
再生債務者　笹岡　克行
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年３月29日まで
平成22年３月１日　金沢地方裁判所

平成２１年（再ロ）第１３号
北海道旭川市豊岡13条９丁目２番11号
再生債務者　高島　雅貴
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年３月30日まで
平成22年３月２日　旭川地方裁判所民事部

平成２１年（再ロ）第４号
広島県三原市本町１丁目８番11号
再生債務者　池田　益巳
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年３月30日まで
平成22年３月２日　広島地方裁判所尾道支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１００７７号
香川県高松市円座町1680―４
再生債務者　大原　貴政
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第４号
滋賀県近江八幡市中小森町124番地６
再生債務者　前川　義昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月２日　大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（再ロ）第１１号
青森県弘前市大字城西１丁目８番地３
再生債務者　安田　真理（旧姓加藤）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月１日　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（再ロ）第４号
長野県千曲市大字倉科602番地11
再生債務者　渡部　真一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月２日　長野地方裁判所上田支部

平成２１年（再ロ）第１１号
大津市神領２丁目31番５号
再生債務者　田中　勉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月２日
大津地方裁判所民事部再生係

厚生年金基金変更公告

キャビン厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、厚生年金保険法第116条および厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告する。
1．新事務所の所在地　東京都港区赤坂９丁目７番１号
2．旧事務所の所在地　東京都千代田区九段北１丁目13番５号
3．変更年月日　平成22年３月１日
平成 22 年３月 10 日　キャビン厚生年金基金

公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十二年三月一日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.mes.co.jp/investor/accounting/affiliate/m-meehanite/index.html
（乙）http://www.mes.co.jp/investor/accounting/affiliate/mms/index.html
平成二十二年三月十日
愛知県岡崎市岡町字上野川一一一番地
（甲）三井ミーハナイト・メタル株式会社
代表取締役　竹中　厚二
愛知県岡崎市岡町字上野川一一一番地
（乙）エム・エム・サービス株式会社
代表取締役　竹中　厚二

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年四月十二日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は平成二十二年三月十九日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　日刊紀南新聞
掲載の日付　平成二十一年六月五日
掲載頁　十頁
平成二十二年三月十日
東京都中央区八丁堀二丁目一四番一号
（甲）いちよし証券株式会社
代表執行役社長　武樋　政司
和歌山県新宮市新宮七六九〇番地の五
（乙）環証券株式会社
代表取締役　玉置　保固